廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

令和８年10月
環境省環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制担当参事官室

１．改正の趣旨

リチウム蓄電池が廃棄物となったもの及びリチウム蓄電池を部品として使用する製品が廃棄物となったものに起因する火災が、廃棄物収集運搬車両や廃棄物処理施設において頻発していることを踏まえ、これらの収集、運搬、処分等の基準を設けるものである。

２．改正の内容

（１）一般廃棄物処理基準の強化（第３条関係）

リチウム蓄電池が一般廃棄物となったもの又はリチウム蓄電池を部品として使用する製品が一般廃棄物となったものについて、収集、運搬、処分等の基準を次のとおり定めることとする。

①　収集又は運搬を行う場合には、次によることとする。

イ　火災の発生又は延焼を防止するため、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分することその他火災の発生又は延焼を防止するための措置を講じて、収集し、又は運搬すること。

ロ　みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

②　積替えを行う場合には、①ロの規定の例によるほか、火災の発生又は延焼を防止するため、積替えの場所には、その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設けることその他火災の発生又は延焼を防止するための措置を講ずることとする。

③　保管を行う場合には、②の規定の例によるほか、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けることとする。

（２）産業廃棄物処理基準の強化（第６条関係）

リチウム蓄電池が産業廃棄物となったもの又はリチウム蓄電池を部品として使用する製品が産業廃棄物となったものについて、（１）と同様の基準を定めることとする。

３．今後のスケジュール（予定）

令和８年12月下旬　公布
令和９年４月１日　施行

※スケジュールは今後変更の可能性がございますので、あらかじめ御了承ください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案　新旧対照条文

○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準） 第三条　法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。 一　一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。 イ～ホ　（略） ヘ　リチウム蓄電池が一般廃棄物となつたもの（以下「リチウム蓄電池一般廃棄物」という。）又はリチウム蓄電池を部品として使用する製品が一般廃棄物となつたもの（以下「リチウム蓄電池使用製品一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、次によること。 (1)　火災の発生又は延焼を防止するため、リチウム蓄電池一般廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分することその他火災の発生又は延焼を防止するための措置を講じて、収集し、又は運搬すること。 (2)　リチウム蓄電池一般廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品一般廃棄物をみだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。	（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準） 第三条　法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。 一　一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。 イ～ホ　（略） （新設）

ト・チ　（略）

リ　リチウム蓄電池一般廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品一般廃棄物の積替えを行う場合には、ヘ⑵の規定の例によるほか、火災の発生又は延焼を防止するため、積替えの場所には、リチウム蓄電池一般廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設けることとその他火災の発生又は延焼を防止するための措置を講ずること。

ヌ・ル　（略）

ヲ　石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、チの規定の例によること。

ワ　リチウム蓄電池一般廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品一般廃棄物の保管を行う場合には、リの規定の例によるほか、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けること。

カ　（略）

二　一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ・ロ　（略）

ハ　一般廃棄物の保管を行う場合には、前号ルの規定の例によること。

ニ～ヘ　（略）

ト　石綿含有一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

⑴　石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、前号チの規定

ヘ・ト　（略）

（新設）

チ・リ　（略）

ヌ　石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、トの規定の例によること。

（新設）

ル　（略）

二　一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ・ロ　（略）

ハ　一般廃棄物の保管を行う場合には、前号リの規定の例によること。

ニ～ヘ　（略）

ト　石綿含有一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

⑴　石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、前号トの規定

の例によること。

⑵　（略）

チ　リチウム蓄電池一般廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品一般廃棄物の保管を行う場合には、前号ワの規定の例によること。

三・四　（略）

（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第四条の二　法第六条の二第四項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一　特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及びニの規定の例によるほか、次によること。

イ～ヘ　（略）

ト　特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ト⑵及び⑶の規定の例によるほか、次によること。

⑴～⑶　（略）

チ　（略）

リ　特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、ト⑵及び⑶並びに第三条第一号ルの規定の例によること。

二　特別管理一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、前号イ⑴並びに第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ　特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、前号ト⑵及び⑶並びに第三条第一号ルの規定の例によること。

の例によること。

⑵　（略）

（新設）

三・四　（略）

（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第四条の二　法第六条の二第四項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一　特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及びニの規定の例によるほか、次によること。

イ～ヘ　（略）

ト　特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ヘ⑵及び⑶の規定の例によるほか、次によること。

⑴～⑶　（略）

チ　（略）

リ　特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、ト⑵及び⑶並びに第三条第一号リの規定の例によること。

二　特別管理一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、前号イ⑴並びに第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ　特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、前号ト⑵及び⑶並びに第三条第一号リの規定の例によること。

ロ・ハ　（略）

三・四　（略）

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条　法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一　産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イからニまでの規定の例によるほか、次によること。

イ・ロ　（略）

ハ　リチウム蓄電池が産業廃棄物となつたもの（以下「リチウム蓄電池産業廃棄物」という。）又はリチウム蓄電池を部品として使用する製品が産業廃棄物となつたもの（以下「リチウム蓄電池使用製品産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、第三条第一号への規定の例によること。

ニ　産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

ホ　石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号チの規定の例によること。

ヘ　リチウム蓄電池産業廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号リの規定の例によること。

ロ・ハ　（略）

三・四　（略）

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条　法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一　産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イからニまでの規定の例によるほか、次によること。

イ・ロ　（略）

（新設）

ハ　産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号への規定の例によること。

ニ　石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

（新設）

ト　産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号ヌ及びルの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

チ　石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号チの規定の例によること。

リ　リチウム蓄電池産業廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号ワの規定の例によること。

二　産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、次によること。

イ　（略）

ロ　産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1)　第三条第一号ルの規定の例によること。

(2)・(3)　（略）

ハ　（略）

ニ　石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

(1)　石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号チの規定の例によること。

(2)　（略）

ホ　水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであつて、環境省令で定めるものをいう。

ホ　産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号チ及びリの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

ヘ　石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

（新設）

二　産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、次によること。

イ　（略）

ロ　産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1)　第三条第一号リの規定の例によること。

(2)・(3)　（略）

ハ　（略）

ニ　石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

(1)　石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

(2)　（略）

ホ　水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであつて、環境省令で定めるものをいう。

⑵において同じ。）の処分又は再生を行う場合には、次によること。

⑴・⑵　（略）

⑶　水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号チの規定の例によること。

ヘ　リチウム蓄電池産業廃棄物又はリチウム蓄電池使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第二号チの規定の例によること。

三～五　（略）

2　（略）

（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条の五　法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一　特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及びニ、第四条の二第一号イからニまで並びに第六条第一項第一号イの規定の例によるほか、次によること。

イ　（略）

ロ　特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ト⑵及び⑶並びに第四条の二第一号ト⑴から⑶までの規定の例によること。

ハ　（略）

⑵において同じ。）の処分又は再生を行う場合には、次によること。

⑴・⑵　（略）

⑶　水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

（新設）

三～五　（略）

2　（略）

（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条の五　法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一　特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及びニ、第四条の二第一号イからニまで並びに第六条第一項第一号イの規定の例によるほか、次によること。

イ　（略）

ロ　特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ヘ⑵及び⑶並びに第四条の二第一号ト⑴から⑶までの規定の例によること。

ハ　（略）

ニ　特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号ル並びに第四条の二第一号ト⑵及び⑶の規定の例によるほか、当該保管する特別管理産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

二　特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第四条の二第一号イ⑴の規定の例によるほか、次によること。

イ～チ　（略）

リ　特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

⑴　第三条第一号ル並びに第四条の二第一号ト⑵及び⑶の規定の例によること。

⑵・⑶　（略）

三・四　（略）

2　（略）

附　則

（中間貯蔵を行うために必要な施設において廃棄物を保管する場合における廃棄物の収集又は運搬の基準の特例）

第四条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設であつて環境省令で定めるものにおいて廃棄物を保管する場合においては、当分の間、第三条第一号ヌ、第四条の二第一号チ、第六条第一項第一号ト（第三条第一号ヌ

ニ　特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号リ並びに第四条の二第一号ト⑵及び⑶の規定の例によるほか、当該保管する特別管理産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

二　特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第四条の二第一号イ⑴の規定の例によるほか、次によること。

イ～チ　（略）

リ　特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

⑴　第三条第一号リ並びに第四条の二第一号ト⑵及び⑶の規定の例によること。

⑵・⑶　（略）

三・四　（略）

2　（略）

附　則

（中間貯蔵を行うために必要な施設において廃棄物を保管する場合における廃棄物の収集又は運搬の基準の特例）

第四条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設であつて環境省令で定めるものにおいて廃棄物を保管する場合においては、当分の間、第三条第一号チ、第四条の二第一号チ、第六条第一項第一号ホ（第三条第一号チ

の規定の例による部分に限る。）及び第六条の五第一項第一号ハの規定は、適用しない。

の規定の例による部分に限る。）及び第六条の五第一項第一号ハの規定は、適用しない。